

平成 31 年度地方債についての質疑応答集

この質疑応答集は、従来、頻繁に電話等でお問い合わせいただいた項目について、地方公共団体における執務上の参考のためにとりまとめたものです。

[凡例]

地財法：地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

【1 一般的事項】

Q 1-1 地方負担額又は起債対象事業費の算定に当たって、国庫支出金、都道府県支出金等について、控除するかどうかの具体的な判断基準を示してください。

A 1-1

- 1 法令に基づく負担金、法令・条例に基づく分担金及び国庫補助負担金等の交付要綱等により国庫支出金交付の条件とされた都道府県支出金は、原則として、地方負担額又は起債対象事業費の算定に当たって、控除すべき控除財源に該当するものです。
- 2 市町村事業に対する都道府県支出金のうち、法令等に義務付けのない単独の助成については、当該、都道府県支出金の根拠となっている条例、規則、要綱等に基づき取り扱うことを原則としてください。その際、次の事項にご留意ください。
 - (1) 都道府県支出金を交付する根拠となっている条例、規則、要綱等（以下「都道府県支出金要綱等」という。）において、都道府県支出金を国庫支出金及び地方債を充当した後の市町村負担額について交付することと定めているものは、控除しないものです。
 - (2) 都道府県支出金要綱等において都道府県支出金を国庫支出金に上乗せして国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額に対し交付することと定めているものその他の都道府県支出金等については、国庫支出金等と同様、地方負担額又は起債対象事業費から控除するものです。
 - (3) 国庫支出金等を伴う起債対象事業費であって、国庫補助基本額相当部分及び継ぎ足し単独部分がある場合には、都道府県支出金要綱等において、明確に交付対象を特定していない場合においては、継ぎ足し単独事業分から控除することとして差し支えありません。
- 3 宅地開発又は住宅建設に伴う開発事業者からの分担金のほか、宅地開発指導要綱等に基づき関連公共公益施設の整備等に関して開発事業者から受けている指定寄附金等については、当該寄附金等が予算手続上当該起債対象事業費に充てべき財源とされたものについては、控除財源として取り扱ってください。

Q 1-2 支出決算済みの事業費等について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-2 一般に決算済みの事業に起債を充当することは、会計年度独立の原則と資金手当としての起債の性格からみて不適当ですが、次に該当する場合は、やむを得ないため対象とすることができます。

- 1 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用している事業の未払金（起債同意等年度の起債対象事業費に係るものに限り。）
- 2 主管省庁が事業実施（着工）年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証したいいわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業
- 3 激甚災害の指定が災害発生日の翌年度になされたため、事業実施等の翌年度に歳入欠かん等債及び小災害復旧事業について借入を行う場合
- 4 市町村合併により廃止される市町村が行った決算済み事業費（一時借入金等を行い、債務を承継したものに限られます。）

5 その他起債事務手続上の事情により資金を当該資金に係る起債同意等年度の歳入に編入することができる期限まで借り入れることができなかつた場合等実態に照らし決算済み事業費を融通対象とすることがやむを得ないと考えられる場合

Q 1-3 予算繰越された事業費について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-3 一般財源等を繰越財源として繰越した場合（予算繰越）は、予算上地方債を財源としていないため、当該事業費は地方債の対象となりません。

Q 1-4 前年度以前に用地特別会計において取得した用地を、一般会計等が再取得した場合、用地特別会計においてどのように対応すべきでしょうか。

A 1-4 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合における用地に係る用地特別会計の起債残高については、本来、再取得の際には償還すべきものであることを踏まえ、繰上償還、あるいは繰上償還に代わる減債基金への積立て等の措置を講じてください。

Q 1-5 公共施設の修繕事業に要する経費について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-5 地方公共団体が行う公共施設の補修・改修に係る事業であつて、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象とすることができます。

Q 1-6 地方債の対象とすることができる点検・調査等に要する経費とはどのようなものですか。

A 1-6 施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費が対象となります。

具体的には、建設事業の実施が決まっている場合において、詳細な点検・調査等を行ななければ、工事方法の決定ができないなど、実施設計と同一視できるような点検・調査等となります。したがって、一般的調査のほか、日常的な巡回のようなものや施設の状態を確認するためのものその他経常的なものに該当する点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはなりません。

Q 1-7 詳細な点検・調査等を実施した後、設計・工事に着手する前に、土地の所有者や関係機関との調整が必要となるため、工事の着手が点検・調査等の翌々年度以降となってしまう場合には、当該点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはならないのですか。

A 1-7 建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費については、原則として、当該年度又は翌年度に建設事業が行われるものが地方債の対象となりますが、例えば、

- ①建設事業を実施する公共施設等と交差する施設の管理者である、河川管理者、高速道路会社、鉄道会社など第三者との通行規制・修繕の時期や方法等に係る協議に時間を要する
- ②詳細設計及び工事に当たって、国土技術政策総合研究所や地方整備局などの国の機関や学識経験者、都道府県など第三者に助言を求め、当該助言を踏まえた設計等に時間を要する
- ③工事を実施するに当たり、十分な準備期間の確保を図る必要がある

など、やむを得ず翌々年度以降となってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、対象とすることができます。

起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。やむを得ず翌々年度となってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、対象とすることができます。起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。

Q 1-8 事業計画においては、詳細な点検・調査等を実施した翌年度に建設事業を実施する予定としていましたが、点検・調査等の結果、特殊な工法が必要となることが判明し、建設事業を1年遅らせることとなりました。こういう場合、当該点検・調査等に要する経費は適債経費には該当しなくなるのですか。

A 1-8 建設事業の実施時期を遅らせる合理的な理由があり、実施時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、建設事業を中止する場合と異なり、設問の点検・調査等に要する経費は引き続き適債経費に該当するものと解されます。なお、建設事業の実施時期変更に当たっては、総務大臣又は都道府県知事に対し、変更の理由及び変更後の実施時期等について説明しておくことが望ましいと考えます。

Q 1-9 財源対策債分（平成31年度における地方財源の不足額に対処するため措置されるもの。以下同じ。）を含む事業の簡易協議等手続は、どのように行うのですか。

A 1-9 財源対策債分を含む事業については、本来分及び財源対策債分を併せて協議等を行ってください。

Q 1-10 財源対策債分を含む事業に係る充当率の内訳はどうなっていますか。

A 1-10 別紙1をご参照ください。

Q 1-11 地方向け補助金等（投資関係）の名称から、対応する地方債を知ることができる早見表を示してください。

A 1-11 別紙2のとおりです。

【2 公共事業等】

Q 2-1 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業を実施する場合には、公共事業等と一般補助施設整備等事業のどちらの対象となりますか。

A 2-1 南海トラフ地震特措法に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業は、防災・安全社会資本整備交付金や農山漁村地域整備交付金等の交付を受けて、津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備や、これらの避難場所までの避難路その他の避難経路の整備を行う事業であり、公共事業等の対象となります。

Q 2-2 同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の(1)のウの地方公共団体金融機構資金を充てることができる「道路事業」に、農道及び林道に係る事業は含まれますか。

A 2-2 地方公共団体金融機構資金を充てることができる道路事業は、一般国道、都道府県道及び市町村道に係る事業であり、農道及び林道に係る事業は含まれません。

【3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業】

Q 3-1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の期間はいつまでですか。

A 3-1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）の期間である平成32年度までです。

【4 災害復旧事業】

Q 4-1 補助災害復旧事業の対象となる「特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業」とはどのような事業ですか。

A 4-1 具体的には、通常の災害と比較して補助率のかさ上げがある事業や特別の災害に限り新規に国庫補助負担金が創設される事業が対象となります。

Q 4-2 いわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業の簡易協議等手続は、どの年度に行いますか。

A 4-2 いわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業については、国庫補助金が交付される年度において補助災害復旧事業（過
年）として協議等を行ってください。

Q 4-3 補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率が、現年と同率となる「財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそ
れがあるものとして別に定める地方公共団体」とはどのような団体ですか。

A 4-3 お尋ねの「別に定める地方公共団体」については、諸般の事情を斟酌する必要があるため、数値等による一律の基準
を示すことは困難ですが、現年と同率の充当率を適用すべきと認められる「著しく異常かつ激甚な非常災害等」に対して講
じられる特別の立法措置又は特別の予算措置等における対象団体の基準等を勘案して定めることとしています。

Q 4-4 災害復旧事業のうち「一般単独災害復旧事業」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 4-4 対象事業を例示すると、次のとおりです。ただし、農地については対象となりません（運用要綱第一の二の1の(一)
の(4)ウ)。

- 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 2 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業
- 3 国庫補助制度のない施設（庁舎、各種試験場等の公用施設等）の災害復旧事業
- 4 災害応急復旧工事（本復旧に日時を要する場合に緊急に施工しなければならない道路、橋りょう等の仮設工事又は河
川、海岸、用排水路等の仮締切等をいう。）
- 5 災害関連工事（災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、
かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる工事をいう。）
- 6 維持上又は公益上特に必要と認められる河川、港湾又は漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事
- 7 維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸又は海岸の決壊に係る災害復旧工事
- 8 災害復旧事業に伴って施設の移転建替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転
先の用地取得事業（被災前面積が上限）

Q 4-5 一般単独災害復旧事業において対象とならない事業について教えてください。

A 4-5 以下に掲げるものは一般単独災害復旧事業の対象となりません。

- 1 工事の費用に比して、その効果が著しく小さいと認められるもの（狭小な農耕地を保護するために多額な工事費を要す
る場合等）
- 2 維持工事と認められるもの（直ちに増破するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積の差狂い又は欠
脱を復旧する工事、少量の捨石を補充するのみの工事等）
- 3 明らかに設計の不備又は、工事施行の粗漏に起因して生じたと認められるもの
- 4 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの
- 5 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 6 農地に係る災害復旧事業

Q 4-6 被災した庁舎を建て替える場合の一般単独災害復旧事業等の対象事業費の算出方法の考え方について教えてください。

A 4-6 原則として、被災前延床面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算
出するものですが、職員数の増加に伴う狭隘化などにより被災前延床面積を用いることが不適当な場合は、被災時点におけ
る被災庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 ㎡を乗じて得た面積を上限として、対象事業費を算出することができます。な
お、この場合に一般単独災害復旧事業の対象となる被災庁舎の「入居職員」は、地方公共団体定員管理調査（第1表～第3

表)の対象となる職員から公営企業会計に所属する職員を除いた職員であり、地方公営企業災害復旧事業の対象となる「入居職員」は、同調査の対象となる公営企業会計に所属する職員です。

ただし、これらの面積は上限であり、庁舎の入居職員数の検討に際しては、対象事業費を適正に算出する観点から、類似団体の職員数との比較、将来人口や業務量等を踏まえての検討が必要となります。

また、被災前延床面積が、入居職員数と比較して著しく大きい場合に被災前延床面積を用いることは、事業費が過大となるため適当ではありません。

Q 4-7 災害復旧事業のうち「小災害復旧事業」の対象となる範囲を示してください。

A 4-7 小災害復旧事業とは、災害復旧事業のうち、次に掲げる事業を対象とするものです。

区 分	都道府県分 (含指定都市)	市町村分
公共土木施設	1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満のもの	1箇所の工事の費用が30万円以上60万円未満のもの
公立学校施設	1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの(1学校ごとの建物、建物以外の工作物又は土地については80万円(指定都市は40万円)未満、設備については60万円(指定都市は30万円)未満のものに限る。)	1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの(1学校ごとの建物、建物以外の工作物又は土地については40万円未満、設備については30万円未満のものに限る。)
農 地 等	1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの(指定都市のみ)	1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの

なお、応急工事又は応急仮工事に係る経費は、当該応急工事又は応急仮工事に係る本工事が小災害債の対象となる工事である場合に限り、当該本工事費に加算して差し支えないものです。

また、災害復旧は、原則として原形復旧ですが、再度被災のおそれのあるものについては、被災の原因に対応する程度とすることができるものとし、比較設計による事業費の額が、原施設を従前の工法で復旧する場合の事業費の額と同額若しくは少額となるものについては、原施設の工法をこえた復旧工法で施行することができるものとしています。

Q 4-8 小災害復旧事業に係る工事の1箇所の取扱いはどのようになりますか。

A 4-8 工事の1箇所の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に定めるところによります。具体的には次のとおりです。

1 公共土木施設

- (1) 河川、道路等の施設について災害にかかった箇所が100メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事は1箇所の工事とみなします。
- (2) 橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが、当該施設の効用上困難又は不適当なもの(ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。)は1箇所の工事とみなします。

2 農地等

- (1) 農地、農業用施設、林道の一の施設について、災害にかかった箇所が150メートル(漁港施設にあっては100メートル。以下同じ。)以内の間隔で連続しているものに係る工事は1箇所の工事とみなします。
- (2) 一の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの(ただし、当該工事を施行する者が2以上あるものについては、この限りでない。)は1箇所の工事とみなします。

Q 4-9 小災害復旧事業における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等による適用除外規定の取扱いについて教えてください。

A 4-9 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）又は農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律のそれぞれの適用除外の規定は、原則として小災害復旧事業に準用します。

Q 4-10 自治会等が所有する自治公民館等の施設の復旧事業に対して、地方公共団体が補助する経費は、一般単独災害復旧事業の対象となりますか。

A 4-10 自治会等が所有する自治公民館等の施設については、所有者が公共的団体（認可地縁団体）であり、かつ、公共施設に該当する場合（規約等により区域外の住民にも利用が認められる場合）には、地方公共団体が当該施設の復旧事業に対して補助する経費は、一般単独災害復旧事業の対象となります。

なお、自治会等が所有する消防団詰所についても、地方公共団体が当該施設を取得して原形復旧する場合には、同事業の対象となります。

Q 4-11 被災した施設の復旧と併せて整備する備品の取扱いについて教えてください。

A 4-11 被災した施設を原形復旧する際に、当該施設の復旧と併せて整備する備品の購入費については、被災した施設が有していた機能を復旧する観点から、以下の要件を全て満たす場合は、取得価格が 20 万円未満のものであっても、災害復旧事業の対象となります。

- ・当該施設の事業目的のために整備することが不可欠なもの
- ・当該地方公共団体において、備品として取り扱われるもの
- ・被災した備品と品質・価格等が同程度のもの

【5 社会福祉施設整備事業】

Q 5-1 社会福祉施設整備事業は、例えばどのような施設が対象となりますか。

A 5-1 社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設や老人福祉施設等のいわゆる福祉六法に規定する施設及びこれに準ずる施設として通知により設備運営基準が定められている施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象としており、例示すると以下のとおりです。

ただし、都道府県が施設整備を実施する補助事業に係る地方負担額は、公共事業等債の対象となるため、除かれます（補助事業として都道府県が行う市町村及び社会福祉法人等の施設整備に対する補助は社会福祉施設整備事業債の対象です。）。

- 1 保護施設
- 2 児童福祉施設、指定保育士養成施設、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブなど）
- 3 母子・父子福祉施設及び母子健康包括支援センター
- 4 老人福祉施設
- 5 障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- 6 身体障害者社会参加支援施設
- 7 地域福祉センター及び老人憩いの家

【6 一般廃棄物処理事業】

Q 6-1 一般廃棄物処理事業のうち施設内の道路整備費、よう壁等の工事費の事業費はどのように区分すべきですか。

A 6-1 施設内の道路整備費については施設費として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出を要しない最終処分場に係るよう壁、排水処理施設等及び最終覆土（芝張）等の工事費については、用地関係費として取り扱ってください（なお、Q10-1 も参照してください。）。

【7 一般補助施設整備等事業】

Q 7-1 一般補助施設整備等事業のうち「豪雪対策事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 7-1 豪雪対策事業では、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条の規定に基づき指定された豪雪地帯の市町村が実施する豪雪地帯内を連絡する市町村道（橋梁を含む。）、除雪機械等（車庫、運転者用仮眠施設等を含む。）及びその他関連防雪施設（道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に規定する雪覆工、流雪溝、融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーター等）、吹きだまり防止施設及びなだれ防止施設をいう。）の整備事業が対象です。

Q 7-2 一般補助施設整備等事業及び一般事業のうち「住宅資金等貸付事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 7-2 地方公共団体の条例等に基づく高齢者若しくは障害者に対する住宅整備資金の貸付事業又は水洗便所改造等資金の貸付事業が対象です。

【8 一般事業】

Q 8-1 一般事業のうち「地域鉄道対策事業」に該当するかどうかについて、どのような点に留意して確認すればよいでしょうか。

A 8-1 地域鉄道対策事業は、地方公共団体が行う地域鉄道事業者の投資への補助が対象になりますが、その該当性の確認に当たっては、

- ①助成先が「地財法施行令第 1 条で定める法人」に該当する地域鉄道事業者かどうか、
 - ②助成の対象となる事業が鉄道施設の整備・更新や車両の購入等の「建設事業」に該当するかどうか
- について、個別に確認する必要があります。

特に、中小民鉄や地方公共団体の出資割合が低い第三セクターが地域鉄道事業者となっているケースがあるので、十分に留意してください。

Q 8-2 新たに出資金や貸付金の財源として地方債を充てることを検討していますが、どのような点に留意すればよいですか。

A 8-2 出資金や貸付金の財源に充てるための地方債の適性については、①出資金にあつては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであるかどうか、②貸付金にあつては、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものかどうかについて、個別に確認する必要があります。

出資先や貸付先の収支計画等を通じて償還確実性を個別に確認する場合など、確認のために時間を要することもあり得ることから、新たに出資金や貸付金の財源として地方債を充てることを検討する場合には、事前に時間的な余裕を持って相談してください。

Q 8-3 出資金、貸付金及び補助金の財源として地方債を充てる場合、起債予定額一覧表等の提出にあたり、どのような点に留意すればよいですか。

A 8-3 「備考」欄に、出資先、貸付先及び助成先を必ず記載するようにしてください。なお、地域鉄道対策事業も補助金の財源として地方債を充てる事業ですので、「備考」欄に助成先を記載するようにしてください。

Q 8-4 地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資債は、どのようなものが対象となりますか。

A 8-4 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 113 条第 1 項の規定に基づき市町村が作成する創業支援事業計画に位置付けられている事業で、地域の資源と地域の資金（地域金融機関からの融資等）を活用して事業の立ち上げを実施する法人等に対して地方公共団体が出資を行うものが対象です。

Q 8-5 一般事業のうち「拠点法等特別事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 8-5 拠点法等特別事業は、次の事業が対象です。

- 1 地方公共団体が、総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）第 13 条第 2 項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 15 号）第 16 条又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 18 条の規定に基づき行う出資、補助その他の助成
- 2 多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 18 条及び第 26 条の規定に基づき、地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために行う、基本構想に定める重点整備地区又は業務核都市において整備されるべき中核的施設等で公共施設以外のものの整備

Q 8-6 一般事業のうち「河川等事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 8-6 地方公共団体が単独事業として行う河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の整備事業（同法第 100 条に規定する施設を含む。）、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備に関する工事、その他の治山治水事業、水質浄化事業及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 5 号に規定する都市下水路の整備事業が対象です。

Q 8-7 一般事業のうち「臨時高等学校改築等事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 8-7 地方公共団体が単独事業として行う高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）の老朽施設の改築事業（施設の移転による改築の事業を含む。以下「老朽施設改築事業」という。）又は大規模改造事業であり、老朽施設改築事業の対象となる施設は、原則として、建築後 15 年程度（鉄筋コンクリート造の場合は 20 年程度）を経過した施設です。

Q 8-8 一般事業のうち「地域総合整備資金貸付事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 8-8 別途、要綱で定めるところによる地方公共団体の民間事業活動等に対する貸付金に要する経費が対象です。

Q 8-9 一般事業のうち「半島振興道路整備事業」の「防災機能強化分」について、「防災拠点」や「避難場所」にはどのようなものが該当しますか。

A 8-9 「防災拠点」には、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物が、「避難場所」には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所が該当します。

【9 地域活性化事業】

Q 9-1 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の推進」において、国際競技連盟基準に適合させるための改修事業とは、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 9-1 国際競技連盟の基準では、各競技（又は種目）に応じた技術要件を満たすため、練習施設（会場）が備えるべき機能の基準を示しており、例えば、サッカーについては、雨天時でもコンディションを保つための芝面及び排水設備等、夜間トレーニングが可能な照明設備等、フィールドに隣接したシャワー及び脱衣所付き更衣室並びにトイレを備えることなどが必要とされているところです。

既存のスポーツ施設を、このような各競技（又は種目）の国際競技連盟の基準に適合させるために必要不可欠な改修事業（維持管理のための修繕事業を除く。）が対象となります。

Q 9-2 「ラグビーワールドカップ 2019 の推進」において、ワールドラグビーの基準に適合させるための改修事業とは、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 9-2 ワールドラグビーの基準とは、開催都市においては、公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会が開催都市と協議の上策定し、ラグビーワールドカップリミテッドにより承認された運営計画である「会場建設等に関する運営計画」が求める基準（必須条件に限る。）のことであり、公認チームキャンプ候補地においては、公認チームキャンプ地ガイドラインの基準（必須条件に限る。）のことであります。例えば、照明設備（開催都市に限る。）、ゴールポスト、更衣室等に基準が設けられています。

既存のスポーツ施設を、このような基準に適合させるために必要不可欠な改修事業（維持管理のための修繕事業を除く。）が対象となります。

【10 地方道路等整備事業】

Q10-1 公共施設への連絡道路として道路の整備を行う場合、どのような地方債が対象となるのでしょうか。

A10-1 道路整備に関する事業債（例：地方道路等整備事業債）が対象です。

【11 旧合併特例事業】

Q11-1 公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、合併特例債又は合併推進債を活用することはできますか。

A11-1 市町村建設計画に基づく公共的施設の統合整備事業として行う除却が、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであれば、合併特例債を活用することができます。

また、合併市町村基本計画を達成するために行う公共的施設の統合整備事業として行う除却が、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであれば、合併推進債を活用することができます。

【12 防災対策事業（緊急防災・減災事業にも該当する事業に係る取扱いは共通）】

Q12-1 「消防防災施設整備事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A12-1

- ・ 運用要綱(ア) a の「防災拠点施設（地域防災センター等）」とは、「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」（平成 26 年 3 月 28 日付け消防災第 122 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を踏まえて整備された災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設が対象です。

なお、庁舎等との複合施設として整備する場合には、防災拠点施設に係る部分とその他の部分を区分した上で、防災拠点施設に係る部分のみを対象とする必要があります。

- ・ 運用要綱(ア) b の「拠点避難地」とは、夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設が対象です。
- ・ 運用要綱(ア) c の「非常用電源」とは、災害発生時に当該施設の機能を維持するために整備する非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても対象となります。
- ・ 運用要綱(ア) e の「避難路・避難階段」とは、津波をはじめとした災害時において、避難するために特に必要な道路（避難経路や緊急車両の進入経路等として確保しなければならないもの）や階段の新設・改良等が対象です。一般的な道路の防災工事は、防災対策事業（自然災害防止事業）、地方道路等整備事業などの対象となります。
- ・ 運用要綱(ア) f (a) の「指定緊急避難場所及び指定避難所」における「防災機能を強化するための施設」とは、夜間照明、避難のための屋上階段、天井に設置されている設備の落下防止対策など避難者の安全性向上のために必要な改修等が対象です。
- ・ 運用要綱(ア) f (b) の「災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設」とは、災害時に災害対策本部が設けられる庁舎、消防庁舎など、発災時に災害対策の拠点となる施設のことであります。
- ・ 運用要綱(ア) f (d) の「災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設」とは、児童福祉施設そ

の他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設を除いた施設の整備事業が対象です。

- ・ 運用要綱(7)gの「指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設」とは、避難者のためのトイレ・シャワー・空調設備・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設、避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、避難者が生活するために必要な施設が対象です。なお、Wi-Fiの整備については、制御・監視装置(例:運用管理用サーバシステム等)、電源設備(例:蓄電池、無停電電源装置等)伝送路設備(例:光ファイバーケーブル、引込線等)を指定避難所におけるWi-Fiアクセスポイントとあわせて整備する場合に対象となります。
- ・ 運用要綱(7)hの「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」とは、緊急消防援助隊の活動に必要な燃料貯蔵施設や活動資機材保管施設、ヘリコプター離着陸場等、緊急消防援助隊が長期かつ広範囲に活動するに当たって必要な各種施設のことです。
- ・ 運用要綱(7)iの「緊急消防援助隊の編成に必要な施設」とは、消防艇やテロ対策用特殊救助資機材、海水利用型消防水利システム等、緊急消防援助隊を編成し広域応援を行うのに必要な施設のことです。
- ・ 運用要綱(7)jの「消防団に整備される施設」とは、消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム、「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」(平成26年3月28日付け消防第122号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)を踏まえて整備された消防団拠点施設等のことです。
- ・ 運用要綱(7)kの「消防水利施設」及び1の「初期消火資機材」を整備する場合における地域防災計画との整合性については、整備の必要性や地域の実情に応じた計画的な配置とともに、自主防災組織の育成や活動(消火訓練や資機材の点検等)に関する内容も求められます。
- ・ 運用要綱(7)mの「消防本部又は消防署に整備される施設」とは、電源車及び特殊災害対応自動車のほか、消防ポンプ自動車(水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を含む。)、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車及び指揮車で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両のことです。
- ・ 運用要綱(7)nの「消防防災情報通信施設」とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、高機能消防指令センター、救急安心センター、防災情報システム(次の①から④)、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム(災害対策本部や消防本部等に設置する、ヘリテレ、ドローン及び地上設置カメラによる画像等をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能等を有するシステム)等、災害発生情報や防災に関する情報を広く伝えるための通信施設等のことです。
 - ① 河川水位情報やドローンからの映像等の情報を関係機関や避難所に送り、警報等と呼びかけるシステム
 - ② 被災者関連機能(被災者台帳管理、罹災証明書発行、建物被害調査、仮設住宅管理、義援金交付)、避難所関連機能(避難所のニーズ把握、避難所運営、備蓄物資・救援物資管理)、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム
 - ③ 災害情報伝達手段への一斉送信システム
 - ④ 携帯電話網等を活用した情報伝達システム
- ・ 運用要綱(7)oの「実践的訓練設備」とは、「消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について」(平成29年4月3日付け消防第62号消防庁消防・救急課長通知)に基づいて整備される模擬消火訓練装置(AFT)、実火災体験型訓練装置(ホットトレーニング)のことです。

Q12-2 「津波浸水想定区域移転事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A12-2 運用要綱(4)の「津波浸水想定区域移転事業」の対象となる施設は、災害応急対策上不可欠となる防災対策の拠点である庁舎や消防庁舎、学校施設及び災害時に特に配慮が必要となる者(以下「要配慮者」という。)のための施設である保育所や老人福祉施設といった社会福祉施設等のうち、地域防災計画で移転が必要と定められている施設を対象とします。また、起債対象事業費や面積が上限を超えたものについては、当該施設の建設に対応する本来の事業債の対象となります。

なお、庁舎については、原則として、移転前延床面積を上限として、起債対象事業費を算出するものですが、狭隘化など

により移転前延床面積を用いることが不適当な場合は、移転後の庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 m²を乗じて得た面積を上限として、起債対象事業費を算出することができます。

ただし、これらの面積は上限であり、入居職員数の検討に際しては、対象事業費を適正に算出する観点から、類似団体の職員数との比較、将来人口や業務量等を踏まえての検討が必要となります。

また、移転前延床面積が、入居職員数と比較して著しく大きい場合に移転前延床面積を用いることは、事業費が過大となるため適当ではありません。

Q12-3 「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A12-3

- ・ 運用要綱(ウ)の「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」について、広域消防運営計画等に基づき実施するものについては、広域化前に着手するものについても対象となります。運用要綱(ウ)のうち a 及び c については広域化後 10 年度以内に完了する事業、b については 5 年度以内に完了する事業を対象とします。なお、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する告示（平成 30 年消防庁告示第 8 号）による改正前の市町村の消防の広域化に関する基本方針に定められていた期限（平成 30 年 4 月 1 日）までに広域化した場合には当該期限の日から起算します。

また、「広域消防運営計画等」に基づき必要となる消防署所等の増改築等とは、広域化による管理部門の合理化等により新たに現場活動要員や消防車両等を配置するために必要となるもの等であり、具体的には、近接する署所を統合し新たに署所を設置する場合や、常備消防を持たない町村の地域を管轄する署所を新設する場合など、機能を強化するための事業が対象です。ただし、消防本部（指令センターを除く）、職員宿舍及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象とならないものです。

新築が対象となる署所等の再配置とは、広域化に伴い、近接する署所等を統合し新たに分署を設置する場合や、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合などであり、単なる署所等の更新は対象となりません。

- ・ 運用要綱(ウ)の「消防の連携・協力関連事業」について、連携・協力実施計画に基づき実施するものについては、連携・協力の実施前に着手するものについても対象となります。運用要綱(ウ) d のうち高機能消防指令センターについては連携・協力実施計画に位置づけた後、10 年度以内に完了する事業、消防用車両等については 5 年度以内に完了する事業を対象とします。
- ・ 消防用車両等の共同整備とは、複数の消防本部の管轄区域を出動範囲とする車両を共同で整備することであり、複数の車両を同時に共同で整備した後に、各車両については各々の消防本部が所有し、当該車両の出動範囲が個別の消防本部の管轄区域内にとどまる場合は、対象となりません。複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、対象となります。

Q12-4 「公共施設及び公用施設の耐震化事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A12-4 大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業であり、具体的な対象事業等は、運用要綱に定めるもののほか次のとおりです。

- ・ 対象となる建築物は、原則として、非木造の 2 階以上又は延床面積 200 m²超の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものが対象です。

また、平成 25 年度の「建築基準法施行令」及び関連省令の一部改正により、既存不適格建築物の増改築における緩和要件に追加された、天井落下防止対策事業（6 m 以上の高さにある 200 m²以上の吊り天井）も対象です。

- ・ 耐震補強のほか、制震化、免震化に要する経費についても対象となります。また、非構造部材についても、耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要とされたものについては、対象となります。
- ・ 消防署所等について、「耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得な

いと認められるもの」とは、Is 値 0.6 未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合です。

また、移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も含めて対象となります。

【13 緊急防災・減災事業】

Q13-1 緊急防災・減災事業の期間はいつまでですか。

A13-1 東日本大震災の復興・創生期間である平成 32 年度までです。

Q13-2 既存の施設・設備の更新は、対象となりますか。

A13-2 既存の施設・設備の更新は、長期的視点に立って、計画的に取り組むべきものであり、緊急性・即効性のある事業を対象とした緊急防災・減災事業の対象ではなく、防災対策事業の対象となります。

Q13-3 緊急防災・減災事業のうち「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A13-3 防災対策事業の対象となる緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、車両、ヘリコプター、消防艇及びこれらに付随する資機材（以下「車両等」という。）の新規登録のための整備並びに車両等の高性能なものへの更新、新規登録のために整備する車両等を保管する施設の整備など、大規模災害に対応して、機能を強化するための事業のことで。

Q13-4 緊急防災・減災事業のうち「消防団の機能強化を図るための施設・設備」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A13-4 防災対策事業の対象となる消防団に整備される施設のうち、東日本大震災を教訓として、津波災害等の大規模災害時において住民の安全に直結する消防団の強化に係るものを対象とし、具体的には消防団車両の増強・初期消火資機材の増強や、救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備、消防団拠点施設の増強などの事業のことで。

Q13-5 庁舎や公民館を新設する場合に、地域防災センターを併設したいと考えていますが、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-5 事業費を按分し、地域防災センター等の防災拠点施設として整備する部分については、緊急防災・減災事業の対象となります。

Q13-6 都道府県が整備する防災行政無線のデジタル化も、緊急防災・減災事業の対象となりますか。また、都道府県が防災行政無線のデジタル化を実施する場合に市町村から受益者負担金を徴収する場合、当該市町村における負担金も対象となりますか。

A13-6 対象となります。市町村の受益者負担金についても対象となります。

Q13-7 津波対策の観点から公共施設及び公用施設を移転する場合、移転前の延床面積を上限として対象となるのが原則ですが、例外として移転前の延床面積を超えて、緊急防災・減災事業の対象となるケースがあるのでしょうか。

A13-7 法令等で面積基準が定められている建物（例：養護老人ホーム）で、法令等の基準ができる前に建築されたものを移転する場合において、延床面積を現在よりも増やさなければ法令等の遵守ができない場合には、移転前の延床面積を超えて対象とすることができます。

Q13-8 津波浸水想定区域内にある公共施設及び公用施設を高台に移転する場合に、通常の用地費以外にも法面の造成工事等が必要となる見込みです。このような高台移転に起因したかかり増しの造成工事も対象となりますか。

A13-8 移転前の用地面積を上限とする通常の用地費とは別に、移転に伴う追加工事として対象となります。

Q13-9 津波浸水想定区域内にある施設を移転したいのですが、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、津波浸水想定区域内で建て替えをせざるを得ない状況です。このような場合でも「津波浸水想定区域移転事業」の対象となりますか。

A13-9 地理的な制約がある中で、かさ上げなどの津波浸水対策を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた津波浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置付けられていれば、対象となり得ます。この場合のかさ上げなどのためのコストは、通常のコストとは別に、津波浸水対策のための追加工事費として対象として差し支えありません。

Q13-10 津波浸水想定区域移転事業における「津波浸水想定区域」とは、どのようなものですか。

A13-10 想定される地震・津波災害の軽減を図るため、都道府県が作成し、地域の住民に周知されるとともに防災・減災対策に活用されている津波浸水予測の区域や、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定した津波浸水想定区域などが該当します。

Q13-11 「津波浸水想定区域移転事業」の起債対象事業費の算出に用いる庁舎の「入居職員」の範囲について教えてください。

A13-11 対象となる「入居職員」は、移転後の庁舎の入居職員のうち、地方公共団体定員管理調査（第1表～第3表）の対象となる職員（公営企業会計に属する職員は除く。）です。

Q13-12 庁舎の移転事業にかかる解体撤去費は対象となりますか。

A13-12 既存の建物を撤去しなければ移転ができない場合の解体撤去費については、同意等基準運用要綱の防災対策事業ア(イ) bに基づき算出した起債対象事業費内で対象となります。

Q13-13 広域消防運営計画等に基づき、近接する署所等を統合して新たに分署を設置する場合や、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合において、用地費も緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-13 対象となります。

Q13-14 指定避難所とされている学校施設の耐震化については、地方公共団体が実施する場合だけでなく、学校法人が実施する耐震化に対して地方公共団体が助成する場合も緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-14 対象となります。

Q13-15 指定避難所とされていない学校施設の耐震化については、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-15 乳幼児等の災害時要配慮者対策の観点から、指定避難所以外の幼稚園、特別支援学校及び認定こども園の耐震化については対象となります。この際、学校法人が実施する指定避難所以外の私立幼稚園等の耐震化については、国庫補助と併せて地方公共団体が独自に助成する場合に限り、事業費の6分の1以内の額が対象となります。

Q13-16 社会福祉法人が実施する保育所等の耐震化に対して地方公共団体が助成する場合、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-16 対象となります。

Q13-17 消防署所等が消防本部と同じ建物となっており、耐震化のために全部改築を行う場合、どの部分が緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-17 耐震化のために全部改築を行う場合、緊急防災・減災事業の対象となるのは、消防署所等に属する部分及び消防本部のうち消防署所等と同等の機能を有していると認められる部分（消防車両の車庫、資機材庫、自主防災組織等の訓練や研修を行うための部屋など、通常は消防署所等に整備されるものであるが消防本部部分に整備されているもの等）が対象となります。

Q13-18 デジタル防災行政無線の戸別受信機を整備する場合は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-18 デジタル防災行政無線の屋外スピーカー等と一体で整備する場合については、対象となります。

Q13-19 住民への災害関連情報の伝達を目的とした地域振興波又は防災行政無線アナログ波（以下「地域振興波等」という。）を活用した戸別受信機を整備は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-19 「市町村防災行政無線（同報系）等の戸別受信機を整備に係る財政措置の拡充について」（平成29年4月3日付け消防情第106号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件等を満たす場合には、地域振興波等を活用した戸別受信機についても、地域振興波等の送信機等と一体で整備する場合については、対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。

- ・ 整備経費及び運用経費の合計がデジタル戸別受信機を整備する場合よりも安価であること。
- ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。

Q13-20 防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化は、どのような場合が緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-20 既にデジタル化済みの防災行政無線であっても、「防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」（平成31年2月19日付け消防情第29号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により機能強化を行う場合については、対象となります。

Q13-21 防災行政無線の代替として「大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設」を整備する場合は、どのような通信施設が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A13-21 「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」（平成28年4月1日付け消防情第96号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件を満たす場合には、280MHz帯デジタル無線、FM放送、V-Lowマルチメディア放送等についても、防災行政無線の代替として認められているところです。

- ・ 整備対象地域が、デジタル防災行政無線又はその戸別受信機の未整備地域であること。
- ・ 整備経費及び運用経費の合計が防災行政無線の場合よりも安価であること。
- ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。

この場合においては、防災・減災対応に必要な施設整備に要する経費に限り、対象となります。

Q13-22 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備について、指定避難所とされている学校の普通教室は対象となりますか。

A13-22 普通教室については、

- ・ 授業の再開に伴い、学校運営上、避難者の移動・明渡しが必要となるため、長期間避難者を収容するスペースとして使用するものではないこと
- ・ 教育環境の改善の観点から整備すべきものであり、緊急防災・減災事業債ではなく、学校施設環境改善交付金や学校教育施設等整備事業債により整備すべきであることから対象となりません。

なお、特別教室についても、基本的には普通教室と同様の考え方ですが、避難所としての学校施設利用計画などにおいて開放スペースとしてあらかじめ位置付けられるなど、長期間の避難所スペースとしての活用が見込まれる場合には、対象となる可能性があります。

Q13-23 既存の防災情報システムの機能拡充に伴うソフトウェアの追加に要する経費は、対象となりますか。

A13-23 ソフトウェアの追加に要する経費については、サーバーの設置等と一体的に行う場合は対象となります。

Q13-24 全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化とは、どのような場合が対象となりますか。

A13-24 「全国瞬時警報システムの情報伝達手段の多重化の推進について」（消防国第 15 号・消防運第 10 号・消防情第 27 号）を踏まえて整備する場合は、対象となります。

【14 公共施設等適正管理推進事業】

Q14-1 国庫補助を受けて実施する事業について、公共施設等適正管理推進事業の取扱いはどうなりますか。

A14-1 国庫補助を受けて実施する事業については、集約化・複合化事業のみが対象となります。

Q14-2 公共施設等適正管理推進事業の期間はいつまでですか。

A14-2 平成 33 年度までです。

ただし、市町村役場機能緊急保全事業については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成 32 年度までです。なお、経過措置として、平成 32 年度までに実施設計に着手した事業については、平成 33 年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることにしています。

Q14-3 集約化・複合化事業等を実施する場合に必要な「個別施設計画」については、記載項目等の具体的な内容をどのように検討して策定すればよいでしょうか。

A14-3 「個別施設計画」の具体的な内容については、インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）や当該施設を所管する省庁が示す指針・ガイドラインを踏まえ、策定してください。

なお、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、インフラ長寿命化基本計画において「各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。」とされていることを踏まえ、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となります。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となります。

ただし、インフラ長寿命化基本計画に、「この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。」こととされていることにご留意ください。

Q14-4 義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業に該当する事業や、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ 2019 の推進に係る既存のスポーツ施設の改修事業については、公共施設等適正管理推進事業の対象となりますか。

A14-4 当該事業が、法定耐用年数を超えて義務教育施設又はスポーツ施設を使用するために必要な個別施設計画に位置付けられた改修事業である場合や、ユニバーサルデザイン化のための改修事業であって、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業等である場合には、それぞれ、長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業の対象となります。

【15 公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）】

Q15-1 公共施設等適正管理推進事業の「集約化・複合化事業」のうち「集約化事業」、「複合化事業」は、それぞれどのような事業が対象ですか。

A15-1 「集約化事業」は、既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、「複合化事業」は、既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、それぞれ対象となります。

Q15-2 「全体として延床面積が減少する事業」とは、具体的にどのような事業が対象となりますか。

A15-2 統合した施設の延床面積の合計が、統合前の対応する施設の延床面積の合計よりも小さくなる事業が対象となります。

したがって、全体として延床面積が減少しない場合には、当該事業の全部が本事業の対象とならないことに留意する必要があります。

Q15-3 複数の公共施設を複合化する事業において、個別の公共施設としては延床面積が増加するものの、施設全体として延床面積が減少する場合、「複合化事業」の対象となりますか。

A15-3 施設全体の事業費が対象となります。

Q15-4 集約化又は複合化による統合前の施設を転用する場合、転用部分は延床面積の減少に当たりますか。

A15-4 統合前の施設を転用する場合、当該転用部分については延床面積の減少には当たりません。

ただし、統合前の施設を転用する場合であっても、他施設を廃止した上で当該統合前の施設に移転する場合には、当該廃止分は延床面積の減少に当たります。

Q15-5 集約化又は複合化による統合前の施設を統合後の施設の建設着工前に廃止した場合、当該廃止分は延床面積の減少に当たりますか。

A15-5 統合後の施設の建設着工前に統合前の施設が廃止された場合であっても、当該統合前の施設の廃止以前から「集約化事業」又は「複合化事業」としての事業計画が存在している場合など、統合前の施設の廃止と統合後の施設の建設が一体的に行われているものと認められる場合には、当該統合前の施設の廃止分は延床面積の減少に当たります。

Q15-6 「集約化・複合化事業」における「既存施設の廃止」とは、どのような状態にすることを指すのでしょうか。

A15-6 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・民間等への売却等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを指します。

Q15-7 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年（立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあつては10年）以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。

A15-7 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年（立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあつては10年）以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。

Q15-8 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。

A15-8 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。

なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。

Q15-9 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。

A15-9 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り、対象となります。

Q15-10 集約化又は複合化による統合前の施設の除却についても、当該事業の対象事業費に含まれますか。

A15-10 集約化又は複合化による統合前の施設の除却については、現地での建替えを行う場合など、当該事業による統合後の整備事業費の一部として捉えることができる場合を除き、当該事業の対象事業費には含まれません。

Q15-11 平成28年度までに既に公共施設最適化事業により公共施設の集約化や複合化に着手している場合であっても、改めて個別施設計画を策定しなければ、当該事業は「集約化・複合化事業」の対象にならないのでしょうか。

A15-11 既に公共施設最適化事業により公共施設の集約化や複合化に着手している場合、当該事業については、個別施設計画を策定しなくても対象となります。

ただし、集約化や複合化による統合後の施設については、速やかに個別施設計画を策定することが望まれます。

【16 公共施設等適正管理推進事業（長寿命化事業）】

Q16-1 公共施設等適正管理推進事業のうち公共用の建築物に係る「長寿命化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A16-1 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。

Q16-2 「法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な改修事業」とは、具体的にどのような事業が対象となるのでしょうか。

A16-2 「法定耐用年数」を超える使用目標年数が定められた公共用の建築物について、当該使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。

このため、当該建築物に係る個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として「法定耐用年数」を超える「使用目標年数」が定められている必要があることに留意する必要があります。

Q16-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している建築物についても、「長寿命化事業」の対象となりますか。

A16-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している建築物に係るものであっても、「使用目標年数」まで使用するために必要な改修事業を行う場合には、「長寿命化事業」の対象となります。

Q16-4 電気設備の改修等の建築物の躯体自体を対象としない事業であっても、「長寿命化事業」の対象となりますか。

A16-4 建築物の躯体自体を対象としない附属設備の改修等であっても、当該建築物を「使用目標年数」まで活用するために不可欠な改修事業として個別施設計画に位置付けられた適債事業であれば、「長寿命化事業」の対象となります。

具体的には、空調設備等の附属設備の改修については、当該設備が設置される施設について、躯体本体に係る改修事業等により、法定耐用年数を超えて設定した使用目標年数まで当該施設を使用することを可能とすることが個別施設計画において明らかになっており、施設の法定耐用年数を超えて、当該施設とともに使用され、かつ必要不可欠な附属設備の改修事業である場合には、対象となります。なお、躯体の劣化を防ぐための屋根や外壁等の改修についても、その改修により、法定耐用年数を超えて設定した使用目標年数まで当該施設を使用することを可能とすることが個別施設計画において明らかになっている場合には、対象となります。

Q16-5 公共施設等適正管理推進事業のうち道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設（以下「道路等」という。）に係る「長寿命化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A16-5 道路等について、各施設の所管省庁が定めるインフラ長寿命化計画等を踏まえ、地方単独事業として実施される改修事業が対象となります。

Q16-6 道路等に係る「長寿命化事業」を実施する場合には、どのような点に留意すればよいですか。

A16-6 道路等に係る「長寿命化事業」については、あらかじめ、対象施設を所管する省庁が定める様式により策定した計画を当該省庁に提出し、事業内容の確認を得た上で、起債予定額一覧表等を提出してください。

Q16-7 河川管理施設に係る「長寿命化事業」において、調整池は対象となりますか。

A16-7 調整池のうち、河川管理施設として個別施設計画が策定されている施設については対象となります。

Q16-8 「長寿命化事業」の対象となる河川管理施設には準用河川や普通河川に係る施設も含まれるのでしょうか。

A16-8 含まれます。

Q16-9 土地改良区が管理する施設について都道府県又は市町村が実施する事業や、土地改良区が実施する事業に対する都道府県又は市町村の負担は「長寿命化事業」の対象となりますか。

A16-9 対象となります。

Q16-10 土地改良区が管理する施設について、当該施設の個別施設計画が当該土地改良区により策定されている場合であっても、「長寿命化事業」の対象となるのでしょうか。

A16-10 個別施設計画が土地改良区により策定されていても、「長寿命化事業」を実施する地方公共団体が定める公共施設等総合管理計画に基づく事業である場合には、対象となります。

Q16-11 道路等に係る「長寿命化事業」を実施する場合、「個別施設計画」の策定に当たって特に配慮することはありますか。

A16-11 施設の点検を行い、その点検結果に基づき改修費用を把握し、優先順位を付けて計画的に改修等の対策を実施するなど点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされている必要があります。

Q16-12 長寿命化改修に係る事業費は全て対象となりますか。

A16-12 長寿命化改修に伴い施設を増改築する場合等の面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。

具体的な取扱いとしては、長寿命化改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とします。

なお、施設の新設に係る事業費は対象となりません。

Q16-13 道路に係る「長寿命化事業」において、対象となる事業の平成31年度における拡充内容を教えてください。

A16-13 「公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における道路事業の取り扱いについて（周知）」（平成31年4月1日付け国土交通省道路局総務課、企画課、環境安全・防災課、総務省自治財政局調整課事務連絡）により、橋梁の修繕（全体事業費が1千万円／橋以下のもの）を対象に追加しています。詳細については、同事務連絡をご参照ください。

【17 公共施設等適正管理推進事業（転用事業）】

Q17-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「転用事業」は、どのような事業が対象となりますか。

A17-1 個別施設計画に位置付けられた改修により、改修前と異なる事業目的の施設を整備する事業が対象となります。

Q17-2 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となりますか。

A17-2 対象となります。

Q17-3 転用前の施設が公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は「転用事業」の対象とならないのでしょうか。

A17-3 転用後の施設が公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象とはなりません。転用前の施設の種別は問わず、転用前の施設がこれらの施設であった場合も転用事業の対象となります。

Q17-4 転用に係る事業費は全て対象となりますか。

A17-4 転用に伴い施設を増改築する場合等の面積が増加する場合、転用前の施設的面積を上限として起債対象事業費を算出します。

具体的な取扱いとしては、転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とします。

Q17-5 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となりますか。

A17-5 対象となります。

Q17-6 平成 28 年度までに既に地域活性化事業（転用事業）により公共施設等の転用事業に着手している場合であっても、改めて個別施設計画を策定しなければ、当該事業は「転用事業」の対象にならないのでしょうか。

A17-6 既に地域活性化事業（転用事業）により公共施設等の転用事業に着手している場合、当該事業については、個別施設計画を策定しなくても対象となります。

ただし、当該施設についても、速やかに個別施設計画を策定することが望まれます。

【18 公共施設等適正管理推進事業（立地適正化事業）】

Q18-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「立地適正化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A18-1 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率かさ上げ等の要件とされている国庫補助事業を補完する事業（以下「補完事業」という。）又は当該国庫補助事業と一体的に実施される事業（以下「一体事業」という。）であって、当該国庫補助事業の要件を一部満たさないがコンパクトシティの形成に資する事業や当該国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を対象とします。

Q18-2 居住誘導区域又は都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を教えてください。

A18-2 「都市再構築戦略事業」、「都市再生整備計画事業」、「都市再生区画整理事業」、「市街地再開発事業」、「防災街区整備事業」及び「都市・地域交通戦略推進事業」の 6 事業が該当します。

Q18-3 立地適正化事業の具体例を教えてください。

A18-3 例えば、

- ・ 都市・地域交通戦略推進事業の国庫補助要件のうち「事業費 1 億円以上」要件のみを満たさない事業
- ・ 都市再構築戦略事業の要件の国庫補助要件のうち「人口集中地区」要件のみを満たさない事業等が想定されます。

Q18-4 立地適正化事業に係る事業費は全て対象となりますか。

A18-4 一体事業に係る事業費は全て対象になります。

ただし、補完事業による施設の増改築等であって、事業実施により施設面積が増加する場合には、事業実施前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。

具体的な取扱いとしては、立地適正化事業に係る事業費全体について面積按分等を行い、事業実施前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とします。

なお、補完事業による施設の 신설に係る事業費は対象となりません。

【19 公共施設等適正管理推進事業（ユニバーサルデザイン化事業）】

Q19-1 「ユニバーサルデザイン化事業」はどのような事業が対象ですか。

A19-1 「ユニバーサルデザイン化事業」は、公共施設等総合管理計画等に基づいて行われる事業で、①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業、②バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等（以下「バリアフリー基準」という。）に適合させるための改修事業、③その他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業が対象となります。

③その他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業については、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、ユニバーサルデザインとは「障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」とされていることを踏まえ、バリアフリー基準には定められていない公共施設等の改修事業（車いす使用者用観覧席、段違いカウンターの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内板の整備、観光施設等における洋式トイレの整備など）も対象となります。

なお、庁舎等の公用施設の上述の改修事業も対象となります。

Q19-2 「ユニバーサルデザイン化事業」により公共施設等を改修する場合には、どのような点に留意すればよいですか。

A19-2 Q19-1に記載の①、②、③のいずれの事業についても、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものが対象になるため、現在の公共施設等総合管理計画において、ユニバーサルデザイン化について記載がない場合には、同計画を改訂し、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に、ユニバーサルデザイン化の推進方針（基本的な考え方や取組方針など）を記載し、同方針に基づいて行われる事業が対象になります。

その上で、②、③については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられる必要があります。

なお、①の移動等円滑化基本構想に基づく事業の場合には、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するための計画を策定しなくても対象となります。

Q19-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するための計画を策定する場合に、どのような点に留意すればよいですか。

A19-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画については、公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載することにご留意ください。

Q19-4 公共施設等の一部を基準適合させる事業や技術的又は物理的に基準適合させることが困難な場合も対象になりますか。

A19-4 施設の一部をバリアフリー基準に適合させる事業を含みます。また、建築物等のバリアフリー改修を行う場合、技術的又は物理的にバリアフリー基準に適合させることが著しく困難な場合には、バリアフリー基準に必ずしも適合しない場

合であっても可能な範囲で行う改修事業は対象となります。

Q19-5 老朽化したエレベーターやトイレ等の施設を更新する場合にも対象になりますか。

A19-5 既に移動等円滑化基準を満たしている又はユニバーサルデザイン化されている施設等を老朽化等により更新する場合は対象になりません。

Q19-6 集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業を行う場合に、当該事業内容の中にユニバーサルデザイン化に係る内容が含まれている場合の取扱いはどうなりますか。

A19-6 ユニバーサルデザイン化に係る内容が含まれている場合でも、集約化・複合化事業等として一体的に行う場合には、集約化・複合化事業等の対象となります。また、これらの場合には、公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等の記載がなくても、対象となります。

Q19-7 公共施設等の新設・建替え等に併せてユニバーサルデザイン化を行う場合は対象になりますか。

A19-7 バリアフリー改修事業やユニバーサルデザイン化のための改修事業を対象としており、施設の新設・建替え等は対象になりません。

Q19-8 地域活性化事業によりユニバーサルデザイン化事業に着手している場合、継続事業として公共施設等適正管理推進事業のユニバーサルデザイン化事業の対象となりますか。

A19-8 地域活性化事業によりユニバーサルデザイン化事業に着手しているものについては、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる事業で、かつ、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられた事業であれば、公共施設等適正管理推進事業債のユニバーサルデザイン化事業の対象となります。

Q19-9 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画にユニバーサルデザイン化事業として位置づけられていれば、トイレの洋式化はユニバーサルデザイン化事業の対象となりますか。

A19-9 対象となります。なお、トイレのユニバーサルデザイン化にあたっては、洋式化だけではなく、車いす使用者用トイレや多目的トイレ等があわせて整備されることが望まれます。

【20 公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）】

Q20-1 「市町村役場機能緊急保全事業」を創設した趣旨を教えてください。

A20-1 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が、発災時においても有効に機能しなければならないことが再認識され、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施できるよう、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設することとなりました。

Q20-2 「市町村役場機能緊急保全事業」として庁舎を建て替える場合は、どのような点に留意すればよいですか。

A20-2 市町村役場機能緊急保全事業は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎（原則として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の規定に基づき地方公共団体が条例で定めた主たる事務所の位置に所在する公用施設をいう。以下同じ。）の建替事業が対象となります。

したがって、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けて建設された本庁舎や、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を受けて建設されたが、耐震化を実施済みの市町村の本庁舎の建替事業は、対象になりません。

また、支所及び出張所（地方自治法第 155 条に基づく所管区域を限定した庁舎）、政令指定都市の区役所（地方自治法第 252 条の 20 に基づく所管区域を限定した庁舎）及び保健センター及び土木事務所等（地方自治法第 156 条に基づく所掌事

務を限定した庁舎)の建替事業も対象となりません。

なお、庁舎の建替事業については、一般的に多額の財源を要し、地方公共団体の財政運営に及ぼす影響が大きいため、耐震補強ではなく建替えを選択すること(耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストと建て替えた場合のトータルコストの分析・比較等)、長期的視点に立った建設計画、予算及び財源確保などについて、住民の代表である地方議会も含めて十分な審議を行った上で、各地方公共団体において判断すべきものであることにご留意ください。

また、財源計画の確実な見通し(Q20-9参照)や起債対象事業費の内容(Q20-4、5、6、7、8参照)の確認のために時間を要することもあり得ることから、当該事業に地方債を充てることを検討する場合には、事前に時間的な余裕を持って同意権者等に相談してください(届出を行う場合も同様です)。

Q20-3 インフラ長寿命化基本計画において、個別施設計画に記載することとされている事項が「庁舎建設基本計画」に記載されている場合でも、個別施設計画を策定しなければ、市町村役場機能緊急保全事業の対象となりませんか。

A20-3 インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が「庁舎建設構想」や「庁舎建設計画」に全て記載されている場合は、インフラ長寿命化基本計画において「各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。」とされていることを踏まえ、個別施設計画を策定しない場合でも、市町村役場機能緊急保全事業の対象となります。

なお、インフラ長寿命化基本計画に、「この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。」こととされていることにご留意ください。

Q20-4 本庁舎の外構工事及び駐車場の整備は、市町村役場機能緊急保全事業の対象となりますか。

A20-4 本庁舎の建替えに伴う外構工事並びに公用車用(職員用及び来庁者用を除く)の駐車場及び車庫の整備については対象となります。

Q20-5 本庁舎の建替えに伴う、仮設庁舎設置費や解体工事費は、「市町村役場機能緊急保全事業」の対象となりますか。

A20-5 本庁舎の建替えに伴う仮設庁舎設置費や既存建物を撤去しなければ建替えができない場合など建替えを実施するために直接必要となる解体工事費については対象となります。

Q20-6 「市町村役場機能緊急保全事業」の起債対象事業費の算出方法の考え方について教えてください。

A20-6 市町村役場機能緊急保全事業については、原則として、建替え前延床面積を上限として、起債対象事業費を算出するものですが、狭隘化などにより建替え前延床面積を用いることが不適当な場合は、建替え後の本庁舎の入居職員数に一人当たり35.3㎡を乗じて得た面積を上限として、起債対象事業費を算出することができます。

ただし、これらの面積は上限であり、庁舎の入居職員数の検討に際しては、対象事業費を適正に算出する観点から、類似団体の職員数との比較、将来人口や業務量等を踏まえての検討が必要となります。

また、建替え前延床面積が、入居職員数と比較して著しく大きい場合に建替え前延床面積を用いることは、事業費が過大となるため適当ではありません。

Q20-7 「市町村役場機能緊急保全事業」の起債対象事業費の算出に用いる庁舎の「入居職員」の範囲について教えてください。

A20-7 対象となる「入居職員」は、建替え後の庁舎の入居職員のうち、地方公共団体定員管理調査(第1表～第3表)の対象となる職員(公営企業会計に属する職員は除く。)です。

Q20-8 用地費は、「市町村役場機能緊急保全事業」の対象となりますか。

A20-8 対象となりません。

Q20-9 市町村役場機能緊急保全事業の地方債の充当残部分について、基金の活用を基本とした趣旨について教えてください。

A20-9 庁舎の建替事業については、一般的に多額の財源を要し、自治体の財政運営に及ぼす影響が大きく、公用施設の基本ともいべき庁舎の性格上、長期的視点に立った建設計画や財源確保が必要なものであることから、従前から、自己財源、すなわち、庁舎建設基金などが活用されてきました。

したがって、こうした庁舎の建替事業の性格を踏まえれば、「市町村役場機能緊急保全事業」についても、従前どおり、基金を活用することが望ましいため、地方債の充当残（一般財源）部分については、基金の活用が基本となります。

Q20-10 「市町村役場機能緊急保全事業」と「緊急防災・減災事業」を併用して、庁舎建替えを行うことはできますか。

A20-10 緊急防災・減災事業の対象には、庁舎に設置される設備（デジタル防災行政無線など）がありますが、市町村役場機能緊急保全事業として庁舎建替えを行う際には、こうした設備も含めて一体的に財政措置されます。したがって、市町村役場機能緊急保全事業と緊急防災・減災事業を併用することはできません。

【21 公共施設等適正管理推進事業（除却事業）】

Q21-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「除却事業」は、どのような事業が対象ですか。

A21-1 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。）の除却であって、公共施設等総合管理計画に基づくものが対象となります。

Q21-2 倒壊等の危険除去など治安・防災上の理由や景観上好ましくないといった理由による公共施設等の除却は、「除却事業」の対象となりますか。

A21-2 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却が「除却事業」の対象となります。

したがって、当該計画に危険除去の方針等が記載されており、当該方針等に基づいて行われる公共施設等の除却であれば、対象となります。

Q21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却について、当該組合の加入団体が負担金等を支出する場合に、当該負担金等は「除却事業」の対象となりますか。

A21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却に対して負担金等を支出する場合には、当該負担金等は対象となりません。

なお、地方公共団体の組合は、自らが所有する公共施設等の除却について、本事業を活用することができます。

Q21-4 「除却事業」の対象事業費には、解体撤去に要する経費のほかに何が含まれますか。

A21-4 原状回復に要する経費が含まれます。

Q21-5 公共施設等を除却した後の土地の売却により収入が見込まれる場合には、「除却事業」の対象事業費から当該収入見込額を控除する必要がありますか。

A21-5 「除却事業」の対象事業費から、公共施設等を除却した後の土地の売却収入見込額を控除する必要はありません。

なお、地方公共団体の判断により、除却と同一年度に確実に土地の売却を行うことが見込まれている場合に、除却に要する経費から当該売却見込額を控除することや、除却後の土地の売却により実際に収入が得られた場合に、起こした地方債の繰上償還又は減債基金への積立て等に当該収入を用いることは想定されます。

【22 緊急自然災害防止対策事業】

Q22-1 緊急自然災害防止対策事業の期間はいつまでですか。

A22-1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）の期間である平成32年度までです。

Q22-2 平成33年度以降に完了する事業については、緊急自然災害防止対策事業債の対象とならないのでしょうか。

A22-2 緊急自然災害防止対策事業債は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間である平成32年度までに完了する事業が対象となります。

Q22-3 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携した事業でなければ、対象とならないのでしょうか。

A22-3 各地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される事業であれば、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく個別の国直轄・補助事業と直接関連しない事業も対象となります。

【23 辺地及び過疎対策事業】

Q23-1 辺地及び過疎対策事業のうち、「電気通信に関する施設」は、どのような施設・設備が対象ですか。

A23-1 例示すると次のとおりです。

- 1 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信施設を含む。）
- 2 無線システム普及支援事業費等補助金を受けて実施する共聴施設（受信障害対策共聴施設を除く。）の新設又は改修に係る施設・設備、又は別に定めるところにより単独事業として実施する共聴施設の改修に係る施設・設備
- 3 難視聴解消のため、一般放送事業者、総務大臣若しくは都道府県知事の設立認可を受けた情報通信格差是正事業法人が設置する、又は無線システム普及支援事業費等補助金を受けて整備する放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に基づく放送局に係る施設・設備
- 4 無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に基づく無線局のうち移動通信無線局に係る施設・設備
- 5 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備
- 6 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- 7 電波法第2条第3号に基づく無線電話

Q23-2 過疎対策事業債のうち、「障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設」はどのような施設が対象ですか。

A23-2 社会福祉施設事業債及び介護サービス事業債の対象となる施設のうち障害者又は障害児に関する施設が対象となり、例示する次のとおりです。

障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設等

Q23-3 過疎対策事業債のうち、「中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所」はどのような施設が対象ですか。

A23-3 市町村が個人又は法人その他の団体に使用許可又は貸付けをする次の施設が対象となります。

- ・ 市町村自ら整備する貸工場又は貸事務所

- ・ 市町村が既存の空き工場等を取得した後、整備する貸工場又は貸事務所
なお、譲渡を目的として整備するものは、その性格上対象となりません。

Q23-4 過疎対策事業のうち、「太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設」は、どのような施設・設備が対象ですか。

A23-4 例示すると次のとおりです。

- 1 太陽光については、ソーラー発電、太陽光パネル等
 - 2 風力については、風車による小風力発電等
 - 3 水力については、小川や水路を利用した小水力発電等
 - 4 地熱については、温泉を利用した給湯や暖房のシステム等
 - 5 太陽熱については、太陽熱を利用した給湯や暖房のシステム等
 - 6 自然界に存する熱については、冬期に貯蔵した雪氷を利用した冷房システム、自然界に存在する温度差（空中と地中
等）を利用したヒートポンプ等
 - 7 バイオマス又はバイオマス燃料を熱源とした熱については、木質ペレットを利用したストーブやボイラ、生ゴミから発
生したメタンガスを利用した給湯等
 - 8 バイオマス燃料の製造については、生ゴミからメタンガスを収集する装置、木質ペレットの製造機材、廃食用油をデー
ゼルエンジンの燃料に再生する装置等
- * 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エ
ネルギーの固定価格買取制度の適用を受け、売電を主たる目的とする再生可能エネルギー発電設備整備については過疎
対策事業の対象外となります。

【24 公営企業債】

Q24-1 公営企業会計適用債の対象経費に法適用事務に従事した職員の人件費を含めることは可能ですか。

A24-1 地方公営企業法の財務規定等の適用には、多くの事務作業や専門的な知識が必要となるところであり、公営企業会計
適用債の取扱いにおいては、「公営企業会計の適用に直接必要」として採用した職員（資産台帳作成等の作業に係る事務担
当者等）に対する給付、すなわち、

- ・ 非常勤職員の報酬、費用弁償等
- ・ 任期付職員又は短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第
2 条に定める職員）に対する給料や費用弁償等

について起債対象経費としているほか、外部専門家の招へいに要する経費（公営企業経営支援人材ネット事業の利用に要す
る経費を含む。）についても対象経費に含むこととしています。

一方、自団体・他団体を問わず、職員の給料・手当については、起債対象経費に含めないこととしています。

Q24-2 病院事業・介護サービス事業における医療若しくは看護又は介護のために必要な機械器具の整備費等は、どのような
ものが対象となりますか。

A24-2 原則として、一品当たりの取得価格が 20 万円以上であって、かつ耐用年数が 5 年以上のものが対象となります。

Q24-3 地域開発事業において、事業開始年度から 30 年を超える事業の簡易協議等手続は、どのように行うのですか。

A24-3 地域開発事業において、関連公共事業等の遅延により事業開始の年度から 30 年を超える事業については、遅延の理
由及び今後の事業計画を明らかにして協議等を行うようにしてください。

Q24-4 観光その他事業はどのような事業が対象ですか。

A24-4

- 1 有料道路事業は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づく有料道路が対象です。
- 2 駐車場整備事業は、一般公共の用に供される路上駐車場以外の有料駐車場が対象です。対象事業には、自動二輪車、自転車等の置場を併設し一体として運営するものが含まれます。
- 3 観光施設事業及びその他事業の対象事業を例示すると、次のとおりです。
観光施設、温泉施設、動物園、索道、墓園、ケーブルテレビ、産業廃棄物処理施設等の整備事業、公営競技に係る施設の整備事業等
- 4 その他事業の対象事業には、廃棄物処理法第15条の5第1項の規定により環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センターに対して地方公共団体が行う出資金又は補助金が含まれます。
- 5 なお、平成24年度から、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限って同意等を行うこととしています。

Q24-5 同意等基準運用要綱【別紙1】内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債の取扱いについて、「当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満」の規模の事業であることを確認するための値の算定に用いる算式について詳しく教えてください。

A24-5

- 1 算式の記号「A 当該事業に係る起債予定額の総額」については、単年度の起債予定額ではなく、事業計画全体における総起債額を算定に用いてください。また、法人格を別にして事業を実施する場合にも、算式の記号Aについては、事業計画全体における当該事業に対する出資金債・貸付金債・補助金債の総起債額と損失保証契約に係る債務の合算額を算定に用いてください。
- 2 算式の記号「B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額」の「算入公債費等」については、地財法の用語の定義のとおりです。

Q24-6 同意等基準運用要綱【別紙1】内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債の取扱いについて、法人格を別にして事業を実施する場合には、土地開発公社により事業を実施する場合も含まれますか。

A24-6 土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）により地方公共団体が債務保証をすることができることとされているため、土地開発公社により事業を実施する場合には対象としていません。

Q24-7 市町村が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費に対して助成を行う場合、その助成費が循環型社会形成推進交付金の対象となりましたが、当該助成費に下水道事業債を充当できますか。

A24-7 宅内配管は個人に係る資産であることから、その助成費は普通会計において支出すべきものであり、公営企業に要する経費とは認められないため、下水道事業債を充当できません。

Q25-1 地方債の届出制度について教えてください。

A25-1 地方公共団体が地方債を発行する場合には、原則として、国等との協議が必要ですが、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、以下の1から4までの要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として、総務大臣又は都道府県知事との協議が不要となり、事前届出で足りることになります。

- 1 実質公債費比率が18%未満
- 2 実質赤字額が0
- 3 連結実質赤字比率が0

- 4 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあつては400%未満、一般市区町村にあつては350%未満
なお、公的資金債のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金債に係る届出についても同様です。

Q25-2 事前届出に際して、予算の議決は届出の日までに得る必要がありますか。

A25-2 予算の議決は都道府県にあつては総務大臣への届出の日まで、市町村にあつては都道府県知事から総務大臣への報告の日までに得る必要があります。

地方自治法第230条の規定により、地方債を起す場合、予算の定めるところによることとなるものですが、届出により地方債を起す場合、当該地方債に係る上記届出又は報告をもって、地財法上、地方債を起す際に必要とされる手続が完了することとなるため、届出又は報告の日までに、予算の議決を得る必要があります。

Q25-3 国の予算等貸付金債の協議等（届出を含む。）の事務は、どのように進めればよいですか。

A25-3

- 1 有料道路（駐車場を含む。）整備資金貸付金の協議等については、観光その他事業の有料道路事業又は駐車場整備事業と併せて行ってください。
- 2 埠頭整備等資金貸付金（マリーナ整備事業に係るものを除く。）の協議等については、一般補助施設整備等事業（特別転貸債分）と併せて行ってください。
- 3 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の協議等のうち、住宅資金に係るものについては、地域開発事業と併せて行ってください。
- 4 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の協議等のうち、造林資金については公有林整備事業として、土地改良資金については草地開発事業としてそれぞれ明らかにして行ってください。
- 5 日本政策金融公庫資金貸付金の協議等については、造林資金・分収林取得資金を公有林整備事業として、牧野資金を草地開発事業としてそれぞれ明らかにして行ってください。

Q25-4 その他、地方債の協議等の手続に関して、留意すべきことはありますか。

A25-4 国の予算等貸付金債並びに財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体が起す地方債を除く簡易協議等手続の対象とならない地方債については、当該地方債に係る起債協議書又は起債許可申請書（以下「起債協議書等」という。）を、都道府県及び指定都市にあつては総務大臣に、一般市町村にあつては都道府県知事に提出していただき、総務大臣又は都道府県知事は個別に内容を審査の上、同意等を行います。

都道府県及び指定都市は、総務大臣への協議等に当たっては起債協議書等の写しを財務事務所（財務局）に送付していただきますが、個別協議に係るものであつても、財政融資資金債を除くものについては、市町村分と同様、財務事務所（財務局）のヒアリングは不要となります（別紙4参照）。

なお、財務事務所（財務局）に対する手続については、早期協議についても同様になります。

【26 借換債】

Q26-1 借換えに当たり、償還年限の延長を伴う場合には、どのような点に留意する必要がありますか。

A26-1 施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により償還年限の延長を伴う借換債については、主に以下の点等について留意が必要です。

- 1 借換えにより延長された償還年限の範囲内において、当該地方債の償還に係る各年度の元利償還が平準化されていること。（据置期間をおくこと等により公債費の負担を単に後年度に先送りするものではないこと。）
- 2 借換後の利子が著しく高くなる等、借換えに伴う財政負担が必要以上に高くなっていないこと。
- 3 公債費以外の歳出の合理化が図られている等、財政健全化に向けた取組がなされていること。

なお、借換債については、個別に協議等手続を行っており、事前に上記の内容を中心に確認を行うこととしています。(届出手続分も含まれます。)

Q26-2 償還年限内に借換えを予定する場合における協議等の事務は、どのように進めればよいですか。

A26-2

- 1 償還年限内において借換えを予定する場合の償還方法には、償還ペースが明らかとなるよう借換え時期における借換え予定額を記述して、協議等を行ってください。また、借換え時において、満期一括償還方式と定時償還方式を選択する場合には、その旨を記述してください。
- 2 償還年限内において借換えを予定する場合の金利については、上限金利の記述による場合のほか、例えば、同時期に発行される同償還年限の国債の金利と均衡がとれていること等、適切な方法で予定を記述してください。

Q26-3 公債費負担の平準化を図るために借換えを行い、これにより償還ペースが遅延する場合には、どの時点で協議等を行う必要があるのか教えてください。

A26-3 償還ペースが遅延させる場合には協議等を要することから、借換えにより償還ペースが遅延する場合には、借換債の発行段階で協議等が必要となります。

なお、平成17年度以前に許可を受けた地方債については、償還ペースは許可内容ではありませんが、借換えにより償還年限が延長となる場合には協議等が必要となります。

また、これらの借換債の協議等を行うに当たっては、後年度への公債費負担の単なる先送りであるとの印象を対外的に与えることのないよう、適切に対応してください。